

大根 秀明（平成元年度採用）

（労働基準局労災補償部労災管理課中央労災補償監察官）※平成２２年度当時

午後２時頃から始まった打合せが、休憩を何度かはさみながら時には１０時頃まで及ぶことも・・・。

都道府県労働局及び労働基準監督署における労災補償業務が、法令や通達に則して適正に実施されているかを実地に監察する、それが現在の私の仕事。

一口に労災補償業務と言っても、その裾野は大変広く、例えば、近年請求が増加している精神障害等事案の認定など、直接保険給付に関する業務のほか、多くの業務があります。労働局や監督署における業務を実地に監察するということは、当然これらの業務に精通していなければならない、その事前の準備においては日々是勉強、部屋の全員が頭を寄せ合って、冒頭に紹介したような状況になることも。

全国の労働局、監督署へ監察に赴き、出会う職員はほとんどが初対面。立場上、いきなり厳しい話をしなければならないこともしばしばですが、若い担当者が頑張っている姿をみると、何とも言えずうれしくなったりします。

今年もそんな出会いを密かな楽しみに、北へ南へと各地を巡っています。

仕事をする上で“壁”にぶつかることは多々あるかと思いますが、ぶつかってもあきらめず、常に前向きに頑張る皆さんと出会える日を楽しみに待っています。

東 幸宏（平成3年度採用）

（奈良労働局労働基準部労災補償課長）※平成22年度当時

私はこれまで、本省で労働保険徴収業務、会計経理、組織・定員、人事等の業務に携わり、その中で都道府県労働局への指導業務も経験しました。

本年4月からは、奈良労働局労働基準部労災補償課長として、仕事中や通勤途中で被災した働く人や遺族の方に対する労災保険給付及び社会復帰促進等事業を実施する労災補償業務を担当しています。

労働局労災補償課の役割は、被災労働者の方々に対して迅速かつ公正な保護を図るため、労働基準監督署が行う労災保険の支給決定等の処理が円滑に進むよう、署長や監督署の労災担当課長への支援・指導を行い、また、労働局内各部課、本省労災補償部や関係機関と調整を行うことです。

労働局の課長として勤務した数ヶ月の中で、監督署や関係機関と何らかの調整が必要な場合は、直接会って相手方の話を真摯に聞きながら自らの考えを伝える姿勢が解決への近道であること、短時間で判断しなくてはならない場合に備えて、日頃から基本的知識の習得が重要であること、の二点を痛感しました。

赴任して間もなく「いい加減に考えた場合には言い訳がでる、中途半端に考えた場合には愚痴がでる、一生懸命考えた場合には知恵がでる」という話を聞く機会がありました。知恵は、それまでの自分自身の経験により導きだされ、さらに経験を積み努力することにより、違った視点で様々な発想が浮かび、良い知恵がでてくるものとだと思っています。

本省労働基準局には、知恵を出すための努力を惜しまない厳しくも暖かい先輩方が沢山います。その先輩や上司のもとで、様々な経験をさせてもらえる素晴らしい職場です。将来、熱意と向上心を持った皆さんと一緒に仕事ができることを楽しみにしています。

菅谷 真奈美（平成 11 年度採用）

（労働基準局勤労者生活部企画課設定改善助成係長）※平成 22 年度当時

私は現在、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する業務を行っています。

みなさんは、仕事も自分の生活も充実したものにしたいと思いますよね？しかしながら、残業時間が多い、有給休暇が取りにくいなど、仕事に追われて、自分の時間を十分に取れない働く人が多くいます。そこで、労働基準局では、企業の長時間労働の抑制や有給休暇の取得促進に向けた取組に対して支援を行うなど、仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直しを促進するために様々な取組を行っています。

本省では国民の方々と直接関わる機会は少なく、大変なことも多いですが、広い視野を持って仕事に取り組むことのできるやりがいのある職場だと思います。

労働基準行政には、働く人が仕事中にケガをした場合に補償を行う労災保険に関する業務など働く人が健康で安心して働けるよう様々な業務を行っており、パンフレットだけでは伝えきれないことがたくさんあります。もし、少しでも労働基準行政に興味がありましたら、是非一度、労働基準局に足を運んでいただき、直接話を聞きに来てみませんか？

皆さんと一緒に仕事ができるのを楽しみに待っています。

岡 満（平成15年度採用）

（労働基準局安全衛生部安全課業務第一係）※平成22年度当時

私が所属する安全衛生部安全課は、労働災害を未然に防ぐための法令整備や、事業主や働く人が行うべき具体的労災防止手法の立案など、様々な労働災害防止対策に関する取組を行っています。

私の担当は、安全課に依頼される様々な作業の取りまとめなどを行う業務をはじめ、労働災害統計業務や関係する行政文書の開示請求への対応、さらには課内の庶務まで多岐に渡り、それぞれを滞らせないよう悪戦苦闘する毎日ですが、上司や周囲の方々の温かい支えもあり、何とかやっています。

その中で労働災害統計業務について少し詳しくお話しします。この業務は全国の労働局から随時報告される労働災害の発生情報を集計、分析し、厚労省のホームページに統計資料として掲載するという作業で、月1回の速報と、年1回の確定報をそれぞれ公表しています。労働災害は減少傾向にあるものの、なお年間千人以上の働く人々が亡くなっているという現実があり、分析過程で一つ一つの災害の発生状況や原因を目にすると、一層の労働災害防止対策の必要性を実感するとともに、これを裏方から支えるため、責任を持って正確な統計資料を作らなければという気持ちになります。

このメッセージをご覧いただいた皆さんが、少しでも労働基準行政について興味を持っていただければ幸いです、これだけではよくわからないよ、という方もいらっしゃると思います。是非一度労働基準局を訪れてみてください。当時の私も漫然とした気持ちで労働基準局を訪ねましたが、職員の方から熱意溢れる説明を受ける中で、「ここで働きたい」と強く思うようになったものです。皆さんと一緒に仕事ができることを楽しみにしています。

西川 絢（平成18年度採用）

（大臣官房会計課経理室出納班審査第一係）※平成22年度当時

平成18年の春に入省してから今年で5年目を迎えました。採用後3年の間に労働基準局内の2つの部署で安全衛生に係る国際関係業務、職員の福利厚生・給与に係る業務を経験したあと、4年目から現在まで大臣官房会計課に勤務しています。異動するたびに全く異なる業務を任されるので最初はとても大変ですが、新しいことを勉強する楽しさを感じられます。

私の係では、厚生労働本省の一般会計における支出関係の業務を担当しており、具体的には、契約・支出関係書類について記載事項に誤りはないか、その根拠となる書類がもれなく添付されているか、その他法令に照らして適正なものとなっているか等の審査を行っています。仕事の性質上、定型業務と言える部分もありますが、「公会計に相応しい適正な処理をする」というように業務の目的や結論が既定であっても、それをどのように実現していくかを考えながら仕事を進めることが、あらゆる業務に通じる難しさであり楽しさだと思います。

労働基準行政の紹介からは離れてしまいましたが、「労働者」という立場を経験せずに一生を終える人は多くないと思います。労働基準局の業務はその意味で、日本中の多くの方の生活に深く関わるものであり、重い責任とともに大きなやりがいを感じられる仕事だと思います。人生の多くの時間を過ごす職場を選ぶに当たり、色々な迷いがあることと思いますが、みなさんが最良の選択をした結果、一緒に働くことができたらとても嬉しく思います。